

改正

令和3年7月29日規則第69号

上尾市商業の振興に関する基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市商業の振興に関する基本条例（平成18年上尾市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(一の建物)

第3条 条例第2条第3号の一の建物として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって2以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- (3) 一の建物（前2号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの
(条例第7条第7号の市長が必要と認める事項)

第4条 条例第7条第7号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大規模小売店舗等の閉鎖又は大規模小売店舗等における核テナント（大規模小売店舗等である建物の床を店舗の用に供するため、当該大規模小売店舗等を営む者と賃貸借契約を締結した相手方のうち、その賃貸に係る床面積が最も大きいものをいう。）の撤退によって地域経済及び周辺環境が受ける影響を少なくするために講ずる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の目的を達成するために必要となる事項
(地域貢献計画書の様式)

第5条 条例第8条第1項及び第2項の地域貢献計画書の様式は、別記様式のとおりとする。

(地域貢献計画書の提出の期限等)

第6条 条例第8条第1項の規定による地域貢献計画書の提出の期限は、大規模小売店舗等において小売業を開始する日（以下「開店日」という。）の1月前の日とする。

2 条例第8条第2項の規定による地域貢献計画書の提出の期間は、毎年度4月1日から6月30日までの期間とする。

(地域貢献計画書の提出義務に関する特例)

第7条 条例第8条第1項の規定により地域貢献計画書を市長に提出した者に対しては、当該提出した者に係る開店日の属する年度に限り、同条第2項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(地域貢献計画書の提出の期限等に関する経過措置)

2 開店日が平成18年7月2日から同月31日までの間のいずれかの日である場合に限り、条例第8条第1項の規定による地域貢献計画書の提出の期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、開店日の前日とする。

3 この規則の施行の際現に本市の区域に存する大規模小売店舗等において小売業を行っている者に係る条例第8条第2項の規定による地域貢献計画書の提出の期間は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成18年度に限り、平成18年7月1日から同年9月30日までの期間とする。

附 則 (令和3年7月29日規則第69号)

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）
別記様式（第5条関係）

地域貢献計画書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

電話番号

次のとおり地域貢献計画書を作成したので、上尾市商業の振興に関する基本条例第8条

第1項
第2項 の規定により提出します。

大規模小売店舗等の責務	左欄の責務に係る地域貢献計画の内容
1 地域社会の活性化対策 〔 ・市及び自治会が進めるまちづくりへの協力 ・市及び商店会が実施する各種イベントへの参加と協力 ・地元商店会及び商工会議所等への協力 〕	
2 地域における雇用対策 〔 ・安定的な雇用の確保 ・地元雇用の促進 〕	
3 ごみの減量その他の環境対策 〔 ・環境美化対策の実施 ・リサイクル対策の実施 ・省エネルギー対策の実施 〕	

<p>4 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある万引き防止対策その他の防犯対策の実施 	
<p>5 青少年の非行防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間外における非行防止対策の実施 ・深夜営業時における防犯対策及び非行防止対策の実施 	
<p>6 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において自主防災組織が行う活動への参加と協力 ・災害時における避難場所としての提供 ・災害時における優先的物資の提供 	
<p>7 大規模小売店舗等の閉鎖又は大規模小売店舗等における核テナントの撤退によって地域経済及び周辺環境が受ける影響を少なくするために講ずる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖又は撤退に係る情報の早期での提供 ・後継店の確保 ・従業員の雇用の確保 ・店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止 	
<p>8 その他の地域貢献事業</p>	